

第10回川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年11月27日(月)午後1時45分から午後3時

2. 開催場所 川西町中央公民館403号室

3. 出席委員(9名)

会長 10番 大沼 藤一

会長職務代理者 9番 黒澤 一利

委員 1番 高橋 睦子、3番 後藤 満良、4番 新野 勝廣、5番 佐々木 一宏、

6番 新野 庄右エ門、7番 船山 マサエ、8番 高橋 孝博

(欠席委員 2番 鈴木 秀男)

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 会期の決定

第 4 報告第12号 農用地利用権設定等調整会議及び農地あっせん調整会議審議結果報告について

第 5 議 第 57号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第 6 議 第 58号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(賃貸借権の設定)

第 7 議 第 59号 農地法第4条の規定による許可申請に対する許可決定について

第 8 議 第 60号 農用地利用集積に対する決定について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 阪野 正則、事務局長補佐 佐藤 紀子、主事 須貝枝里子

主事 原田 恭兵

6. 会議の概要

事務局長 阪野正則

みなさん、大変ご苦労様でございます。会長からご挨拶をいただき、総会を進めていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

会長 大沼藤一

総会につきましては、スムーズな議事進行にご協力いただくようお願い申し上げまして、あいさついたします。

(会長大沼藤一は、川西町農業委員会会議規則第6条の規定により、議長となる。)

議長 大沼藤一

それでは、ただ今より第10回川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、9名であります。欠席委員は2番鈴木秀男委員です。川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。ただちに議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名であります。川西町農業委員会会議規則第10条の規定により本職から指名いたします。9番黒澤一利委員、1番高橋睦子委員を指名いたします。

日程第2、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より佐藤事務局長補佐並びに原田主事を指名します。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。お諮りいたします。会期を、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定します。

議長 大沼藤一

日程第4、報告第12号、農用地利用権設定等調整会議及び農地あっせん調整会議審議結果報告についてを上程いたします。事務局の報告を求めます。

主事 原田恭兵

資料の1ページをご覧ください。報告第12号、平成29年11月2日農用地利用権設定等調整会議及び農地あっせん調整会議審議結果報告について。川西町農地移動適正化あっせん基準に基づき審議された内容です。

所有権の移転。10月申し出件数1件、田3, 832㎡。保留のため所有権の移転は0㎡です。利用権の設定。10月再設定件数4件、田55, 794㎡。利用権設定合計4件、田55, 794㎡。なお、詳細については、後ほどの農用地利用集積計画に対する決定についての折に説明いたします。以上です。

議長 大沼藤一

本件は報告案件でありますので、次に進めます。

議長 大沼藤一

日程第5、議第57号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程します。事務局の説明を求めます。

主事 原田恭兵

5ページをご覧ください。議第57号農地法第18条第6項の規定による通知について、下記の農地について、農地法施行規則第68条の規定により、賃貸借権を合意解約した旨の通知があったので受理、不受理を決定されたい。通知件数は4件です。

(議第57号1番から4番について朗読により説明)

議長 大沼藤一

ただ今の件について、質問等があればお受けいたします。

(質問なし)

本件について、受理することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を受理することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第6、議第58号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(賃貸借権の設定)を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事 原田恭兵

6ページをご覧ください。議第58号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第3条の規定により、農地の賃貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。申請件数は1件です。

(議第58号1番について朗読により説明)

なお、本件について、申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

次に、ただいまの説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。番号1番について、議席6番新野庄右エ門委員より報告願います。

6番 新野庄右エ門委員

番号1番について、11月18日に市川推進委員が現地確認をしました。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、今回の申請は離農、経営規模拡大のための申請です。周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況からみて、10アール当たり●●円の賃借料は妥当と判断します。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問について求めます。

(質問なし)

それでは、本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を許可することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第7、議第59号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見についてを上程いたします。

議長 大沼藤一

事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 佐藤紀子

7ページをご覧ください。議第59号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について、下記の者から、農地の転用に伴う許可申請があったので知事に送付の意見を付せられたい。申請件数は1件です。

(議第59号1番について朗読により説明)

番号1番について説明します。工事計画は、許可後着工し、平成30年9月1日で完了する計画です。農地区分は農振農用地区域内の第2種農地と判断されます。内容は申請人が業務拡大のため自己所有の畑を資材置場として転用するものです。所在は、川西町大字西大塚地内菊田公民館の北側です。資料3ページの案内図に申請地が図示されております。資金につきましては、金融機関からの残高証明で確認しております。転用面積は、自己所有の原野を併用地として833㎡です。雨水については、地下浸透です。許可基準は集落接続に該当します。以上今回の申請は許可基準に沿った申請内容です

議長 大沼藤一

次に、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。議席6番新野庄右工門委員より報告願います。

6番 新野庄右工門委員

番号1番について、平成29年11月15日 鈴木秀男委員、私と事務局で現地調査をしてきました。申請者が業務拡張のため、自己所有農地に資材置き場を設置するものであります。申請の土地は、原野と宅地に囲まれた畑で、既に整地されており一部資材置き場として使用されておりました。申請者からはてん末書が提出されており、平成13

年に農地として買ったが、当時から現況のような状態であり、今回業務拡大に伴い正式に農地転用の申請をしたとのこと。

周辺には農地は無く、影響はないと思います。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問等について求めます。

(質問なし)

議長 大沼藤一

本件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件については許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第8、議第60号 農用地利用集積計画に対する決定についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事 須貝枝里子

議第60号 農用地利用集積計画に対する決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、川西町長から審議依頼があったので農業委員会の決定をもとめる。

8ページです。(議第60号本文及び整理番号7453から7457番について朗読により説明)本計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

ただいまの件について、質問を求めます。

3番 後藤満良委員

整理番号7454番について、賃借料が地域の標準よりも高いのはどうしてか。

5番 佐々木一宏委員

貸し手、借り手の双方の合意であり、借り手の意向です。

議長 大沼藤一

その他、質問を求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。本件について、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成と認めます。よって、本案件について、計画の内容のとおり決定し、川西町長に報告することといたします。

議長 大沼藤一

これをもって、第10回川西町農業委員会総会を閉会いたします。